別表六（二十一）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除限度額 30万円×(7)＋20万円×((9)＋(12)＋(17)) (18)」の欄は、通算法人が租税特別措置法第42条の12第６項第３号又は令和６年旧措置法第42条の12第６項第１号に規定する適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）において租税特別措置法第42条の12第１項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額を記載すること。

(1)　30万円に「特定新規雇用者基礎数 ((5)と(6)のうち少ない数) (7)」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十一）付表「10」の割合を乗じて計算した金額

(2)　20万円に「移転型特定新規雇用者基礎数 ((7)と(8)のうち少ない数) (9)」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十一）付表「11」の割合を乗じて計算した金額

(3)　20万円に「特定非新規雇用者基礎数 ((5)－(10)と(11)のうち少ない数) (12) （マイナスの場合は０）」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十一）付表「12」の割合を乗じて計算した金額

(4)　20万円に「対象移転型特定非新規雇用者基礎数 ((12)と(16)のうち少ない数) (17)」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十一）付表「13」の割合を乗じて計算した金額

3　「基準年度」の欄は、租税特別措置法第42条の12第１項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同条第２項に規定する要件適格法人の(1)から(4)までに掲げる規定の適用を受ける事業年度及び所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。(5)において「令和２年改正法」という。）附則第115条第１項（第16条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する要件適格連結法人の(5)から(9)までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度を含む。）を記載すること。

(1)　租税特別措置法第42条の11の３第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

(2)　(1)に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の２第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

(3)　(1)に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の３第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

(4)　租税特別措置法第42条の11の３第２項の規定

(5)　令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

(6)　(5)に掲げる規定に係る令和２年旧措置法第68条の40第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

(7)　(5)に掲げる規定に係る令和２年旧措置法第68条の41第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

(8)　令和２年旧措置法第68条の15第２項の規定

(9)　令和２年旧措置法第68条の15の２第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定

4　「地方事業所特別税額控除限度額 40万円×((24)－(24の内書))＋30万円×(24の内書) (25)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度が１年に満たない場合（(2)に規定する場合を除く。）には、「40万円」とあるのは「$40\text{万円}\times\frac{\text{当期の月数}}{12}$」と、「30万円」とあるのは「$30\text{万円}\times\frac{\text{当期の月数}}{12}$」として記載すること。

(2)　基準日（租税特別措置法第42条の12第１項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受けた日（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同条第６項第１号に規定する特定業務施設の新設に係るものであり、かつ、同日が令和６年４月１日以後である場合には、当該特定業務施設を事業の用に供した日）をいう。）の翌日以後２年を経過する日を含む同条第６項第３号又は令和６年旧措置法第42条の12第６項第１号に規定する適用年度において租税特別措置法施行令第27条の12第16項各号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第151号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の12第16項各号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合には、「40万円」とあるのは「$40\text{万円}\times\frac{\text{当該事業年度開始の日から基準日を含む事業年度開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}}{12}$」と、「30万円」とあるのは「$30\text{万円}\times\frac{\text{当該事業年度開始の日から基準日を含む事業年度開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}}{12}$」として記載すること。

5　「地方事業所特別基準雇用者数に関する明細」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数 (36)」の各欄は、令和６年旧措置法第42条の12第６項第15号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、同号に規定する証明がされた数を記載すること。